

ブリの資源管理について

令和8年1月23日(金)

令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会
(ぶり)

水産庁

ブリTAC管理開始までの経緯

令和4年 7月11日 資源管理手法検討部会

令和5年10月11日 第1回ステークホルダーアンケート会合

令和6年 3月19日 第2回ステークホルダーアンケート会合

令和7年 4月 1日 TAC管理(ステップ1)開始

【第2回ステークホルダーアンケート会合とりまとめ】

- 1 目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量(179千トン)を暫定目標管理基準値として採用する。
- 2 漁獲シナリオの調整係数(β)は、0.95を採用する。
- 3 TAC管理の対象範囲にモジャコを含める。また、TAC管理と並行して、ぶり養殖関係県担当者会議における合意に基づく採捕計画の範囲内でモジャコの管理を行う。
- 4 資源評価の分布域と同様に全都道府県を対象とする。
- 5 管理期間は、①4月1日から翌年3月末日まで、②7月1日から翌年6月末日までの2パターンの組合せでステップ1に入る(ステップ3に入る前にその他のパターンを検討することは排除しない)。
- 6 ステップ1は、令和7年4月1日に開始する。
- 7 以下はステップ1・2の間にしっかり議論していく。
 - (1)資源管理の目標
 - (2)留保の取り方
 - (3)融通のルール
 - (4)配分方法
 - (5)繰入・繰越のルール

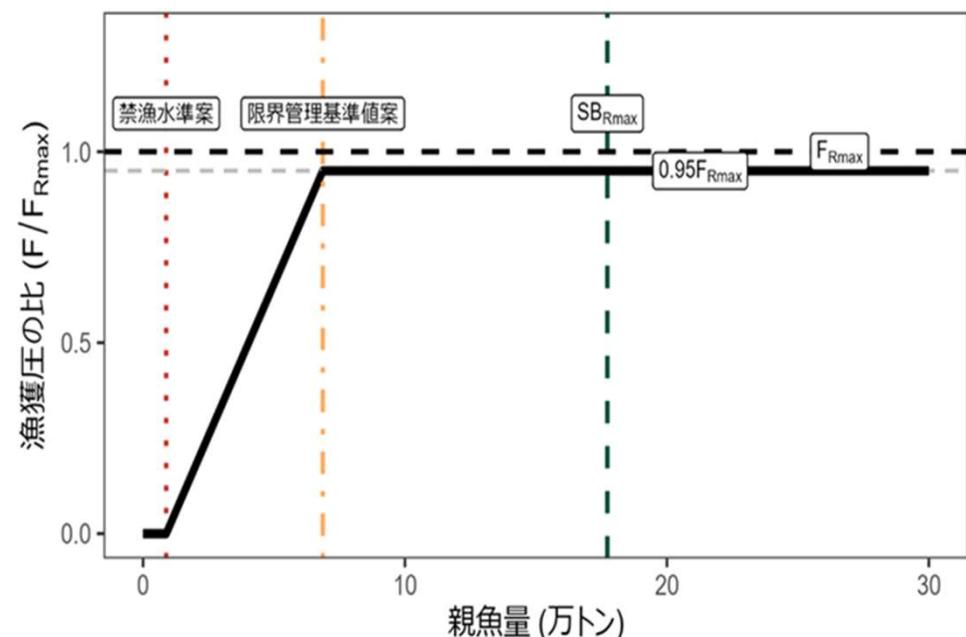
資源管理の目標/漁獲シナリオ

- 資源管理の目標: 下表のとおり。
- 漁獲シナリオ(資源量に応じた目標を実現するために必要な漁獲の強さの決定ルール): 親魚量が令和17年度に、少なくとも50パーセントの確率で、暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、暫定目標管理基準値を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。

【資源管理の目標】

| | |
|--|--------|
| 目標管理基準値 =MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量 | 222千トン |
| 暫定目標管理基準値 ^(注) =目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量 | 179千トン |
| 限界管理基準値 =下回ってはならない資源水準の値(MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量) | 69千トン |
| 禁漁水準値 =MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量 | 9千トン |

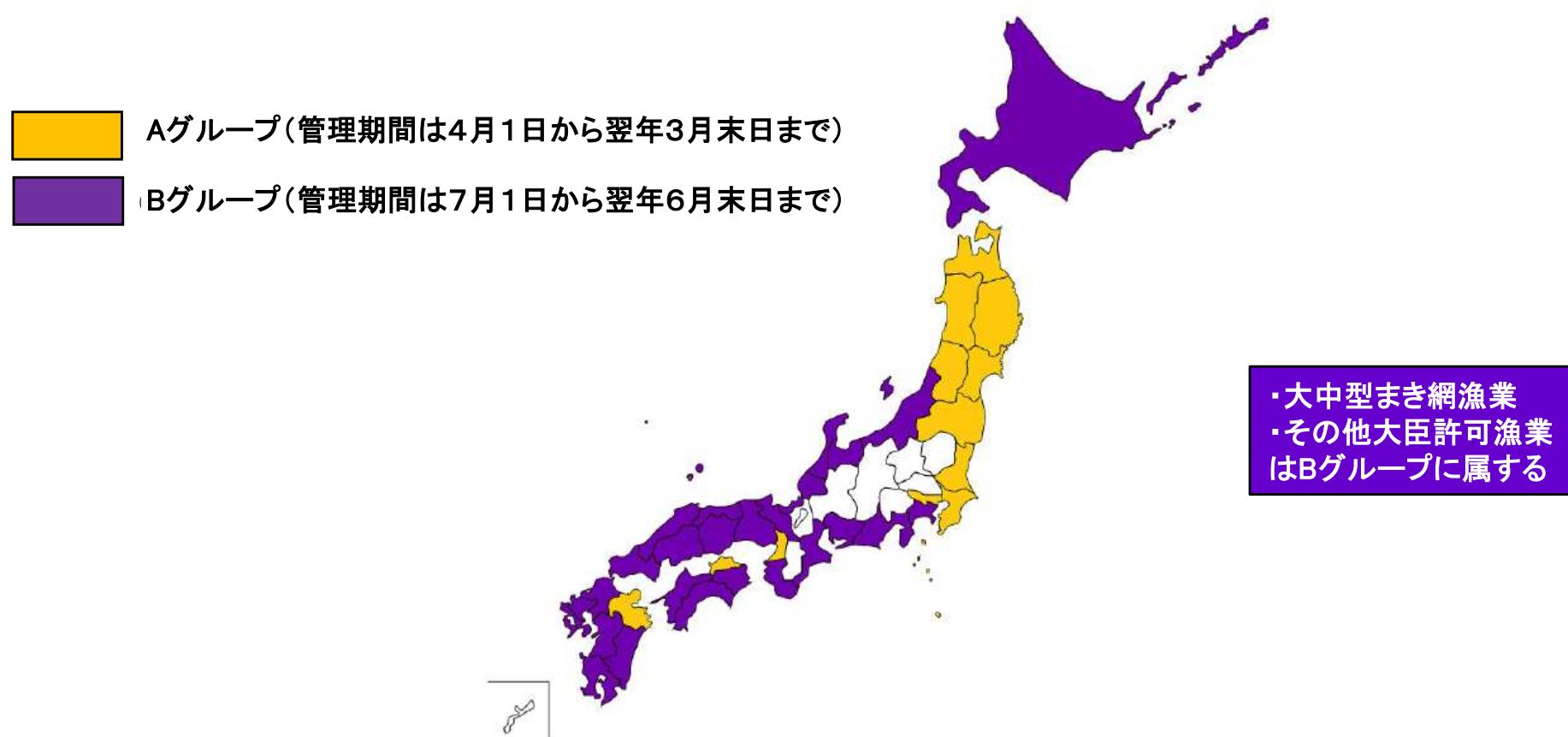
【漁獲シナリオ】



(注)目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値。禁漁水準同様、漁獲シナリオの構成要素の一つ。

管理期間

管理期間は、①4月1日から翌年3月末日まで(Aグループ)、②7月1日から翌年6月末日まで(Bグループ)の2パターンの組合せでTAC管理を開始。



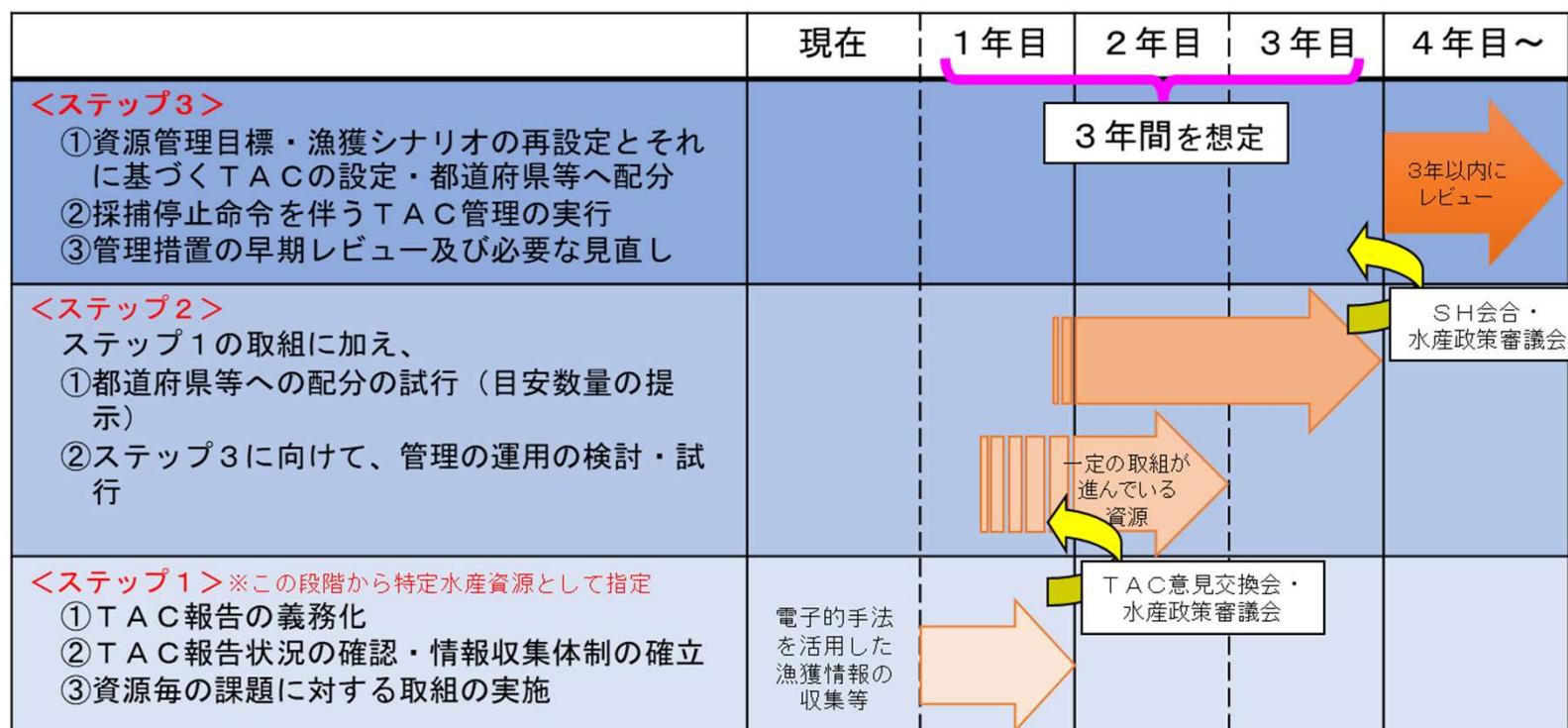
【直近3か年の漁獲実績シェア平均値の比較】

| Aグループ | Bグループ |
|-------|-------|
| 16.6% | 83.4% |

TAC管理のステップアップの考え方

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 具体的には3つのステップに分けて、通常のTAC管理移行に向けたプロセスを確実に実施していく。
- ステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行。このため、ステップ3へ移行する前にはステークホルダー会合を開催し、ステップ2までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施する(ステップ1・2で3年間を想定)。

【ステップアップ管理のイメージ】



ブリの資源管理における検討スケジュール(イメージ)

| 1年目 令和7管理年度 | 2年目 令和8管理年度 | 3年目 令和9管理年度 | 4年目～ 令和10管理 年度～ |
|--|--|----------------|-----------------------|
| ステップ1 | ステップ2 | ステップ3 | 3年内に レビュー |
| 準備 【配分】 ○配分の基準 (以下の項目については、ステップ2の試行案を準備) ○都道府県への配分方法 (数量明示の考え方) ○国の留保 ○国の留保からの配分方法 【課題解決の取組①】 ○繰入れルール ○繰越しルール | 試行・検討 【配分】 ○配分試行（試行目安数量の提示、数量明示の有無の提示） ○国の留保の設定の試行 ○国の留保からの配分の試行 ⇒実際の操業の積み上げと比較し、配分の基準、配分方法、採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等を検討 【課題解決の取組①】 ○繰入れの試行 ○繰越しの試行 ⇒実際の操業の積み上げと比較し、検討 | SH会合 | |
| 【課題解決の取組②】 ○融通ルール | 検討 | 決定 | |

ステップ2について

ステップ2での配分は以下の通り。

<「試行水準」の設定>

法制度上の扱いとして、都道府県別漁獲可能量、大臣管理漁獲可能量、留保について「試行水準」として設定する。

<「試行目安数量」の算出の基準>

「試行水準」を設定した場合の、都道府県及び大臣管理区分における管理を目安として提示する「試行目安数量」としては、令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を用いる。

※ ステップ3以降は、ステップ3管理初年度の開始時点で利用可能な直近3年間の平均漁獲実績を3年間固定する方式を想定。

※※ TAC導入前の令和6年の実績(農林水産統計)を使用する場合、令和6年の実績は、令和7、8年の農林水産統計上のブリ類の値とTAC報告の値から算出する割合(TAC報告の値／農林水産統計の値)を乗じて補正する。

<留保>

- ・ステップ2初年度の国の留保はゼロとし、翌年度は、初年度終了に伴い確定したTACの未利用分(当該管理年度開始時のTACの15%を上限とする)のうち数量明示の大蔵管理区分・都道府県ごとに認められた繰越量を除いた数量とする。
- ・国の留保は、TACの超過リスクに対応するために保持するものとする(したがって、「75%ルール」はじめ、留保からの配分ルールは定めない)。

ステップ2での試行について(1/2)

- 以下の内容について、ステップ2の中で試行を行う。
- ステップ2での取組を踏まえ、ステップ3に入る段階で資源管理基本方針別紙(別紙2-51)に規定する。
- 枠消化のイメージは、当初配分と繰越し→融通(受けた場合)→繰入れの順

<「数量明示」扱いの基準>

全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとなっているが、ブリのステップ2においては、ぶり大中型まき網漁業及び全ての都道府県を「数量明示」扱いとし、「試行目安数量」を、配分する「数量」として試行を行う。

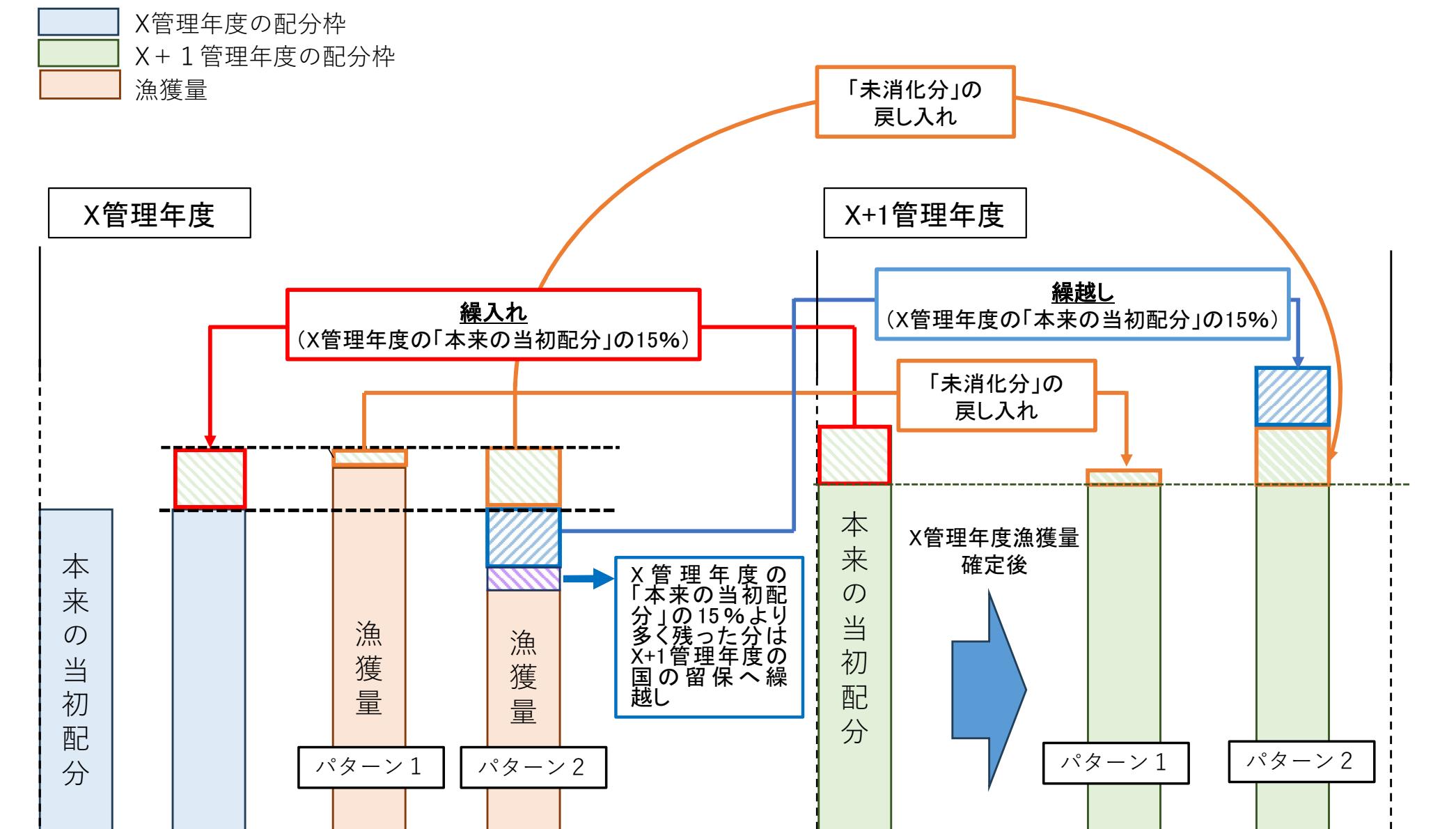
<繰越し(**毎管理年度、国が一律で処理**)>

- ・大臣管理区分・都道府県ごとに、当該管理年度終了に伴い確定した未利用分(当該管理年度の「本来の当初配分(※)」の15%を上限とする)を、翌管理年度の同じ大臣管理区分・都道府県に繰り越す。
※ ステップ2においては、試行目安数量が該当。
- ・当該管理年度終了に伴い確定したTACの未利用分(当該管理年度開始時のTACの15%を上限とする)のうち上記で繰り越された数量を除く分については、翌管理年度の国の留保に繰り越す。

<繰入れ(**水産庁又は都道府県が任意のタイミングで判断**)>

- ・大臣管理区分・都道府県ごとに、当該管理年度の「本来の当初配分」の15%を上限とする数量をその時点の配分数量に上乗せすることができる。
- ・上乗せした場合、その数量(上乗量)のうち実際に消化した分を、同じ大臣管理区分・都道府県の翌管理年度の「本来の当初配分」から差し引く(未消化分は、「本来の当初配分」に戻し入れる)。

繰入れ・繰越しのイメージ

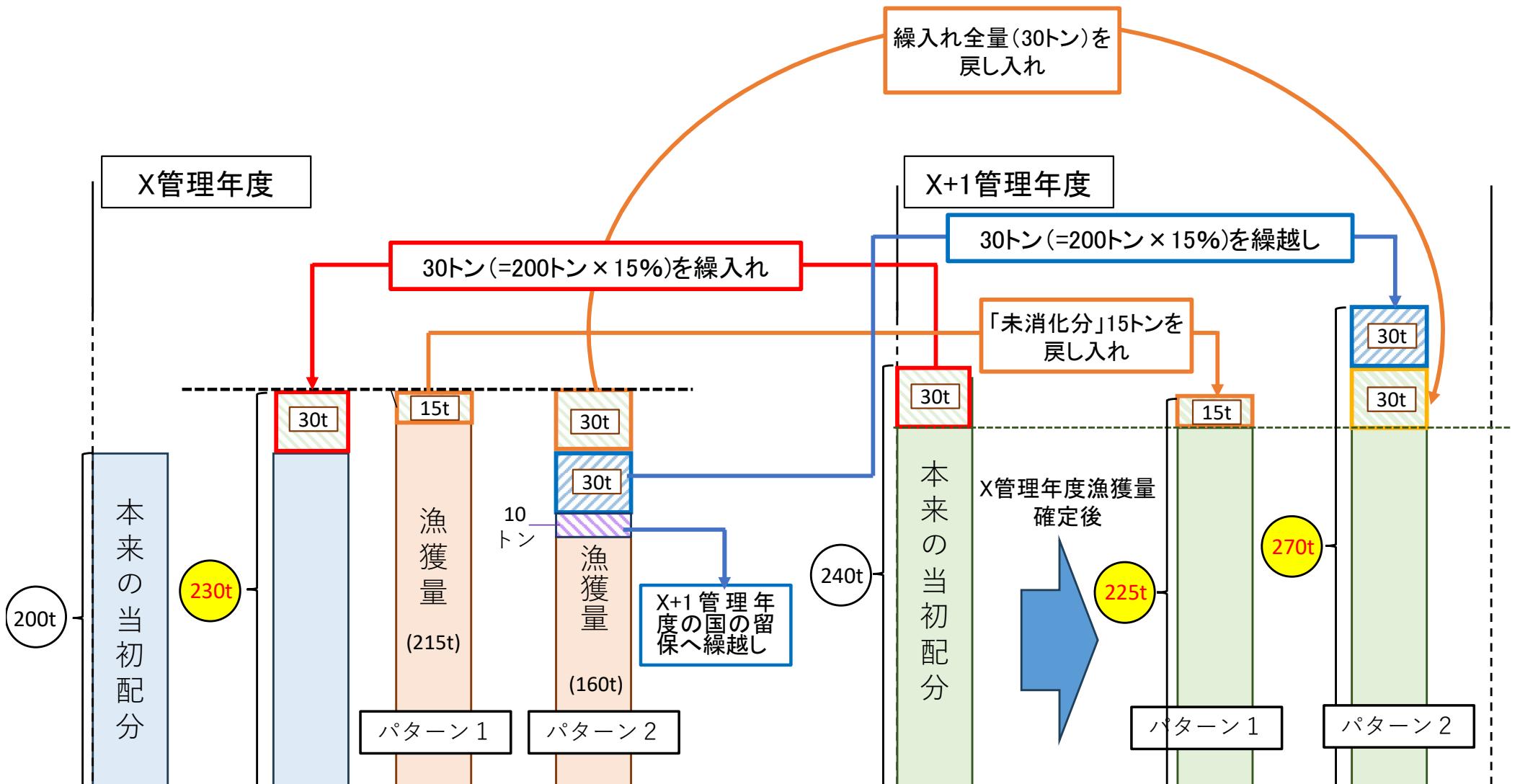


パターン1:X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より多かった場合(繰入れ量を消化した場合)

パターン2:X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より少なかった場合(繰入れ量を消化しなかった場合)

繰入れ・繰越しのイメージ（数量入り）

X管理年度の「本来の当初配分配分」が200トン、X+1管理年度の「本来の当初配分配分」が240トンの場合



パターン1:X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より多かった場合(繰入れ量を消化した場合)

パターン2:X管理年度の漁獲量が「本来の当初配分」より少なかった場合(繰入れ量を消化しなかった場合)

ステップ2での試行について(2/2)

<融通>

- ・都道府県間又は都道府県と大臣管理区分間で任意の規模・タイミングで行う。
- ・AとBのグループ間の融通は可能(ただし、管理期間が重複する時期に限る。)

<その他>

AグループからBグループ(又はその逆)への変更について、変更を希望する都道府県又は大臣管理区分は、各年11月末までに水産庁にその旨を連絡する。

このほか、漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うとともに、当該操業による実績の扱いについてステップ1・2の間に議論していく。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 当該特定水産資源の特性、利用する漁業の実態その他の事情を勘案した、資源の有効利用を確保するための管理年度途中に漁獲可能量を調整する措置等に係る規定について、水産機構等の助言を基に検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。
- 3 養殖用種苗（もじやこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

試行目安数量

直近3か年の漁獲実績シェアの平均値(基本シェア)を用いて算出した「試行目安数量」は次のとおり。

| 管理期間 | 大臣管理区分 都道府県 | 基本シェア (R3-R5実績) | | 数量(トン) | 漁獲実績（トン） | | | | |
|-------------------|----------------|--------------------|-------|--------|----------|-------|-------|-------|--|
| | | R1 | R2 | | R3 | R4 | R5 | | |
| A (4月～ 翌3月) | 青森 | 2.14% | 2,076 | 1,911 | 1,734 | 2,591 | 1,051 | 2,229 | |
| | 岩手 | 5.85% | 5,675 | 11,161 | 8,424 | 5,182 | 5,184 | 5,647 | |
| | 宮城 | 1.92% | 1,862 | 3,789 | 3,255 | 1,897 | 1,940 | 1,450 | |
| | 秋田 | 0.59% | 572 | 430 | 459 | 650 | 349 | 623 | |
| | 山形 | 0.19% | 184 | 89 | 271 | 196 | 133 | 188 | |
| | 福島 | 0.03% | 29 | 14 | 10 | 14 | 39 | 39 | |
| | 茨城 | 0.05% | 49 | 75 | 70 | 59 | 40 | 44 | |
| | 千葉 | 4.57% | 4,433 | 3,365 | 4,073 | 5,261 | 5,016 | 2,387 | |
| | 東京 | 0.03% | 29 | 28 | 30 | 23 | 33 | 39 | |
| | 大阪 | 0.09% | 87 | 60 | 68 | 118 | 98 | 32 | |
| | 香川 | 0.14% | 136 | 112 | 93 | 124 | 146 | 118 | |
| | 大分 | 0.98% | 951 | 1,086 | 836 | 894 | 1,068 | 741 | |

試行目安数量(続き)

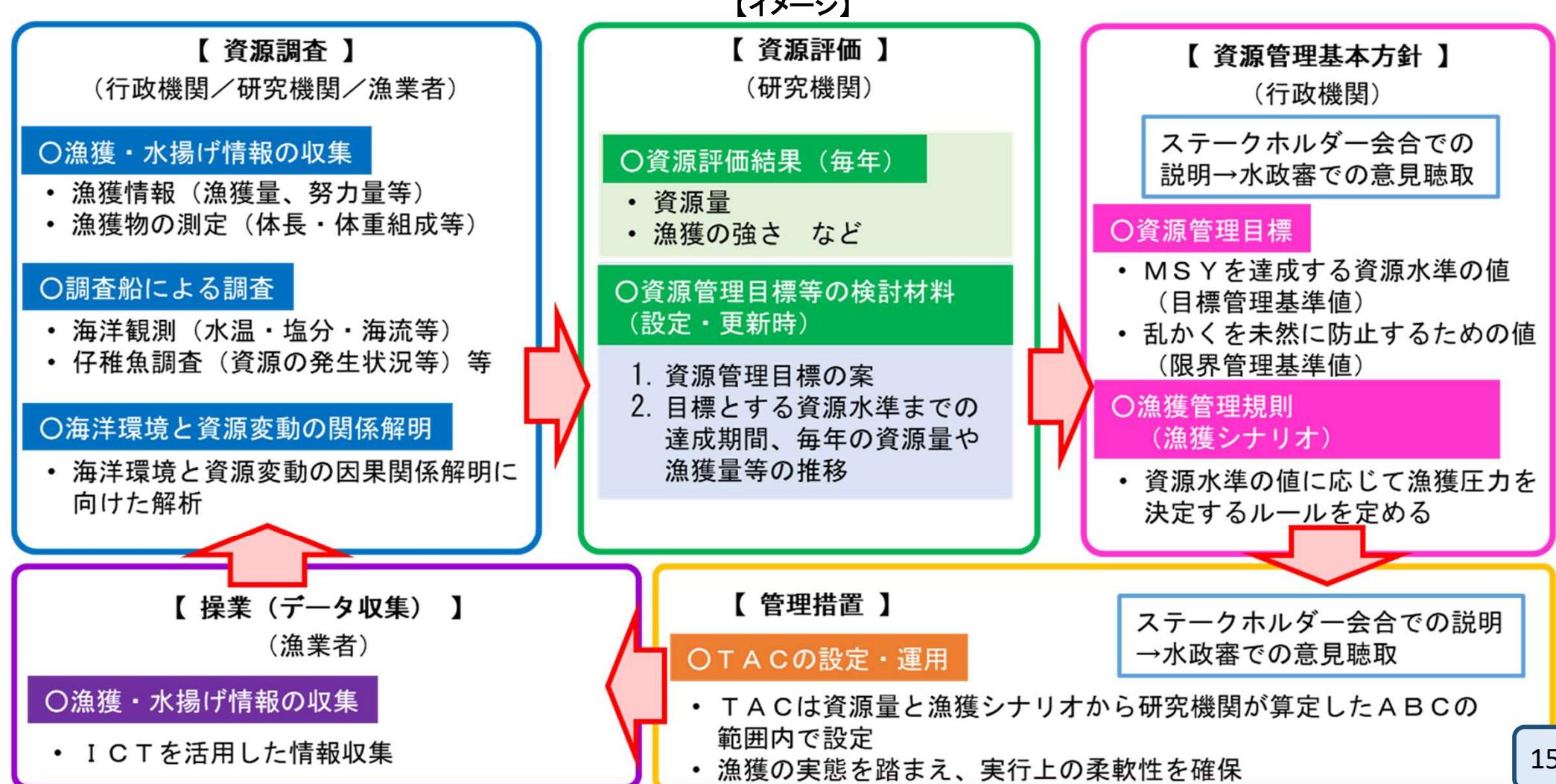
| 管理期間 | 大臣管理区分 都道府県 | 基本シェア (R3-R5実績) | 数量(トン) | 漁獲実績(トン) | | | | |
|---------------|----------------|--------------------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| B (7月～翌6月) | 大中型まき網 | 20.47% | 19,856 | 26,633 | 23,525 | 20,423 | 18,868 | 16,988 |
| | その他大臣許可 | 0.00% | 1 | 6 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 北海道 | 13.59% | 13,182 | 10,817 | 15,343 | 13,970 | 9,574 | 13,660 |
| | 神奈川 | 1.06% | 1,028 | 996 | 1,272 | 1,065 | 883 | 950 |
| | 新潟 | 1.30% | 1,261 | 1,460 | 1,114 | 1,063 | 1,071 | 1,418 |
| | 富山 | 1.43% | 1,387 | 1,562 | 1,174 | 832 | 1,240 | 1,813 |
| | 石川 | 4.22% | 4,093 | 4,773 | 3,809 | 3,373 | 3,431 | 4,706 |
| | 福井 | 1.66% | 1,610 | 2,986 | 3,223 | 989 | 1,426 | 2,096 |
| | 静岡 | 0.86% | 834 | 768 | 778 | 580 | 559 | 1,195 |
| | 愛知 | 0.07% | 68 | 180 | 422 | 59 | 65 | 62 |
| | 三重 | 5.60% | 5,432 | 2,711 | 3,755 | 4,834 | 6,963 | 3,653 |
| | 京都 | 1.20% | 1,164 | 1,967 | 1,281 | 788 | 1,040 | 1,428 |
| | 兵庫 | 0.46% | 446 | 374 | 421 | 459 | 438 | 381 |
| | 和歌山 | 1.38% | 1,339 | 827 | 905 | 1,384 | 1,520 | 900 |
| | 鳥取 | 0.62% | 601 | 557 | 630 | 489 | 323 | 858 |
| | 島根 | 8.06% | 7,818 | 8,344 | 9,811 | 8,120 | 8,366 | 5,732 |
| | 岡山 | 0.04% | 39 | 25 | 29 | 38 | 46 | 17 |
| | 広島 | 0.20% | 194 | 119 | 155 | 181 | 177 | 185 |
| | 山口 | 1.58% | 1,533 | 1,915 | 1,974 | 1,068 | 1,571 | 1,667 |
| | 徳島 | 0.97% | 941 | 495 | 707 | 862 | 1,171 | 653 |
| | 愛媛 | 1.44% | 1,397 | 1,030 | 852 | 1,000 | 1,222 | 1,684 |
| | 高知 | 3.79% | 3,676 | 3,924 | 3,821 | 3,639 | 4,605 | 2,238 |
| | 福岡 | 2.81% | 2,726 | 2,016 | 2,019 | 2,223 | 2,689 | 2,786 |
| | 佐賀 | 0.12% | 116 | 171 | 135 | 104 | 135 | 101 |
| | 長崎 | 5.81% | 5,636 | 7,884 | 6,814 | 5,182 | 5,445 | 5,305 |
| | 熊本 | 0.43% | 417 | 652 | 422 | 285 | 418 | 482 |
| | 宮崎 | 2.28% | 2,212 | 978 | 1,384 | 2,631 | 2,523 | 1,166 |
| | 鹿児島 | 1.95% | 1,892 | 1,449 | 1,164 | 1,938 | 1,940 | 1,485 |

今後の予定

| 時 期 | 事 項 | 具体的な内容等 |
|-------------------------|------------------------------|--|
| 令和8年 1月20日 ～2月18日 | 資源管理基本方針の変更案の パブリックコメント実施 | ブリの資源管理方針の変更案について、パブリックコ メントを実施【案は別紙】。 本日はココ |
| 1月23日 | TAC意見交換会の開催 | ①令和7年度の資源評価を説明したのち、令和8管理 年度のTAC及び配分の案について出席者と意見交換。 ②ステップ1・2の間の検討課題について出席者と意 見交換。 |
| 2月下旬 | 水産政策審議会資源管理分科会 への諮問・答申 | 資源管理基本方針の変更案及び令和8管理年度のT AC並びに配分の案について諮問・答申。 |
| 4月 | TAC管理(ステップ2)開始 | 大臣管理区分、各都道府県ごとに、 ①4月1日から翌年3月末日まで、 ②7月1日から翌年6月末日まで、 のいずれかにおいて、ステップ2の管理を行う。 |

参考:TAC管理の流れ

- TACは、資源評価結果を踏まえ、資源管理の目標、資源量に応じた目標を実現するために必要な漁獲の強さの決定ルール(漁獲シナリオ)、その年の資源量の予測値から設定。
- 資源管理の目標と漁獲シナリオは、誰でも参加可能なステークホルダーアンケートでの説明と水産政策審議会からの意見聴取を経て、農林水産大臣が「資源管理基本方針」の中で設定。



別紙2-12 ぶり（ステップアップ管理対象資源）

| 変更箇所 | 変更後 | 変更前 |
|----------------------------------|---|---|
| 第2 管理年度 | <p>大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで（ステップ<u>2</u>） 都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。</p> <p>① 次に掲げる都府県 4月1日から翌年3月末日まで（ステップ<u>2</u>） 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県 及び大分県</p> <p>② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで（ステップ<u>2</u>） 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p> | <p>大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで（ステップ<u>1</u>） 都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。</p> <p>① 次に掲げる都府県 4月1日から翌年3月末日まで（ステップ<u>1</u>） 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県 及び大分県</p> <p>② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで（ステップ<u>1</u>） 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p> |
| 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 | <p>1 <u>法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大蔵管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u></p> <p>2 <u>試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づ</u></p> | <p><u>本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。</u></p> |

| | |
|--|--|
| | <p><u>き算出する。</u></p> <p>3　<u>国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u></p> |
|--|--|